

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和7年2月17日 第1回定例会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和7年2月17日（月曜日）

出席議員（16名）

1 番	小 川 克 也 君	2 番	赤 間 しづ江 君
3 番	鎌 田 暁 史 君	4 番	伊 藤 嘉 樹 君
5 番	平 渡 亮 君	6 番	櫻 井 勝 君
7 番	今 野 信 一 君	8 番	堀 籠 日出子 君
9 番	文 屋 裕 男 君	10 番	赤 間 則 幸 君
11 番	金 須 新 一 君	12 番	須 藤 義 君
13 番	畠 山 由 美 君	14 番	村 上 治 君
15 番	熱 海 文 義 君	16 番	渡 辺 良 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理 事 長	浅 野 俊 彦 君
理 事	田 中 学 君
理 事	若 生 裕 俊 君
理 事	小 川 ひろみ 君
代 表 監 査 委 員	木 村 祐 喜 君
助 役	鎌 田 節 夫 君
総 務 課 長	明 石 良 孝 君
財 政 課 長	千 葉 恭 啓 君
会 計 管 理 者	石 川 勉 君
財 政 課 参 事	田 中 孝 幸 君
業 務 課 長	佐 藤 初 雄 君
業 務 課 参 事	嶋 津 秀 君
環境管理センター所長	

消 防 本 部 消 防 長	清 野 康 広 君
消 防 本 部 次 長	山 家 貴 広 君
消 防 本 部 総 務 課 長	數 野 智 志 君
消 防 本 部 警 防 課 長	中 島 猛 君
消 防 本 部 指 令 課 長	佐 藤 孝 之 君
消 防 本 部 予 防 課 長	水 上 孝 夫 君
黒 川 消 防 署 長	石 川 久 志 君
富 谷 消 防 署 長	田 口 学 君

職務のため議場に出席した職員

総 務 課 参 事	碓 井 豪 君
総 務 課 主 任	新 留 史 也 君
総 務 課 主 任	野 口 綾 君

議事日程

令和7年2月17日（月曜日）

午前10時11分 開会

第 1	会議録署名議員の指名……………	5 頁
第 2	会期の決定について……………	5 頁
第 3	諸般の報告……………	5 頁
第 4	一般質問……………	9 頁
第 5	議案第 1 号……………	11 頁
第 6	議案第 2 号……………	12 頁
第 7	議案第 3 号……………	15 頁
第 8	議案第 4 号……………	16 頁
第 9	議案第 5 号……………	17 頁
第10	議案第 6 号……………	17 頁
第11	議案第 7 号……………	20 頁
第12	議案第 8 号……………	21 頁
第13	議案第 9 号……………	24 頁

第 14	議案第 10 号	25 頁
第 15	議案第 11 号	42 頁
第 16	議案第 12 号	44 頁
第 17	議案第 13 号	45 頁
第 18	議案第 14 号	49 頁
第 19	議案第 15 号	51 頁

追加日程

第 1	議案第 16 号	52 頁
第 2	議案第 17 号	53 頁

午後 2 時 25 分 閉会

本日の会議に付された事件

議案第 1 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	令和 6 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 7 号	令和 6 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 8 号	令和 6 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 号	令和 6 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 10 号	令和 7 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算
議案第 11 号	令和 7 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算
議案第 12 号	令和 7 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算
議案第 13 号	令和 7 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算
議案第 14 号	令和 7 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算

議案第 15 号 権利の放棄について

追加日程

議案第 16 号 令和 6 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 17 号 令和 6 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 2 号）

午前１０時１１分 開会

○議長（渡辺良雄君） それでは、ただいまの出席議員は16人です。

ただいまから令和７年第１回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺良雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、７番今野信一君、８番堀籠日出子さんを指名します。

日程第２ 会期の決定について

○議長（渡辺良雄君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、１月28日に開催されました議会運営協議会における協議の結果を受け、本日１日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺良雄君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日１日間に決定をいたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（渡辺良雄君） 日程第３、諸般の報告を行います。

理事会より報告事項がありますので、報告をします。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） それでは、諸般の報告でございますが、配付しております資料にございますとおり、議決事件に該当しない契約及び財産の取得についての議会報告といたしまして、ごみ焼却施設耐火物等補修工事に関わる請負契約について、担当より報告させますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、お手元の諸般の報告について御説明をさせていただきたいと

思います。

ページをめくっていただいております。

議決事件に該当しない契約及び財産の取得または処分について報告するものでございます。工事請負契約の報告2件でございます。2件ともごみ焼却施設の耐火物等補修工事の内容となります。

報告①につきましては、ごみ焼却施設、こちら2号炉の耐火物等補修工事としまして、随意契約により令和6年、昨年になりますけれども、11月1日に契約が7,700万円、契約の相手方は東京都品川区南大井6丁目26番3号、カナデビアE&E株式会社東京支店との契約を締結してございます。

また、本契約の報告につきまして、本来であれば12月の定例会に報告すべきものではございました。誠に申し訳ないんですけれども、漏れがございましたので、今回本定例会で御報告をさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ございません。

次に、報告②になります。こちらはごみ焼却施設の1号炉の耐火物等の補修工事になります。令和7年度の早い時期での事業を遂行するため、債務負担行為を設定させていただきまして、契約したものでございます。契約締結日につきましては、令和7年1月30日、契約金額が1億945万円。契約相手方は報告①と同じなんですけれども、東京都品川区のカナデビアE&E株式会社東京支店となっております。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） これで、諸般の報告を終わります。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） それでは、よろしくお願いいたします。

本日、ここに令和7年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より行政事務組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様の御指導と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、このたびの消防職員による不祥事につきましては誠に遺憾であり、地域住民の皆様の信頼を損なうこととなりましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。今後、失墜させました信頼を一つ一つ回復していくため、職員一同、これまで以上に誠心誠意仕事に取り組み、地域の皆様の信頼回復に努めてまいります。

それでは、定例会の開会に当たりまして、令和7年度の組合運営方針等につきまして申し上げます。

す。

黒川地域は、宅地や工業用地の開発により日々発展し、広域行政を取り巻く環境は大きく変化を続けている状況にあります。行政事務組合では、住民皆様の安心・安全を守り、地域の生活環境の向上のために、関係市町村と連携の下、効率的、効果的な広域行政を進め、その役割を果たしてまいります。

続いて、事務事業ごとの運営方針等につきまして申し上げます。

黒川浄斎場でございますが、施設運営を民間に委託し、順調に運営されております。今後も施設の計画的な維持補修を行い、受託者と連携し、適切な管理、運営に努めてまいります。

次に、環境衛生センター、し尿処理施設でございますが、運転管理を民間に委託し、適切に管理されております。今後、施設更新を予定しておりますので、最小限で効果的な維持補修を行いながら、受託者と連携を図り、水質基準を遵守した施設管理に努めてまいります。

また、し尿処理施設の更新事業につきましても、令和6年度に定めます施設整備基本計画を踏まえ、建設工事発注に向けた、施設整備基本設計を令和7年度から進め、令和12年4月の供用開始に向け、事業を推進してまいります。

次に、環境管理センター、ごみ処理施設でございますが、ごみ焼却施設につきましては、運転管理を民間に委託し、24時間連続運転により安定した焼却処理が行われております。今後も受託者とともに、環境基準を遵守した適切な施設管理に努めてまいります。

ペットボトル減容施設につきましても、運転管理を民間に委託し、順調に処理が行われており、引き続き受託者とともに資源の効率的かつ効果的な回収処理を行ってまいります。

環境管理センターにおきましては、各処理施設の維持管理を計画的に行うとともに、環境基準を遵守した施設管理に努め、関係町村と連携し、さらなるごみの分別徹底及び減量化を住民皆様に働きかけるなど、循環型社会の実現を目指してまいります。

次に、一般廃棄物最終処分場につきましては、施設の維持管理基準に基づき、適切に管理するとともに、廃棄物の中間処理における減容化や再資源化を効果的に行い、埋立地の延命化を図りながら、埋立終了時期を見極め、今後の施設整備について検討を進めてまいります。

次に、消防部門でございますが、初めに令和6年の活動状況について御報告申し上げます。

火災につきましては、発生件数が26件で、前年より11件の減少となりました。救急につきましては、出場件数が4,425件で、前年より117件の減少、救助につきましては出場件数が48件で、前年より10件の減少となりました。各出場件数において減少とはなりましたが、今年に入り1月の救急件

数が450件と、前年と比較し77件の増加となる状況でございました。

今後も高齢化社会に伴う救急搬送需要の増加に対応するため、消防体制の充実を図り、地域住民の安心・安全の確保のため、適切な消防活動に努めてまいります。

また、新消防庁舎の新築移転事業につきましては、庁舎建設工事を令和7年11月に完工させ、その後の機能移転を円滑に進め、令和8年4月1日供用開始を目指してまいります。

次に、介護認定並びに障害支援区分認定審査会につきましては、公平、公正な審査及び判定を行うため、適切な審査会運営に努めてまいります。

最後に病院事業でございますが、令和6年3月に策定いたしました、公立黒川病院経営強化プランに基づき、外来機能は現在の診療科の維持に努め、在宅医療の充実や、総合診療科を主とする医療機能の提供を目指し、入院機能につきましては病床利用率の向上に向け、回復期、地域包括ケア病床を活用した地域サービスの提供を目指してまいります。

医療確保に向けた取組につきましては、宮城県等の関係機関との連携を深め、診療体制に必要な医師の派遣、診療支援を継続して受けられるよう努めてまいります。

令和7年度には施設の管理運営を指定管理者制度へ移行し20周年となりますことから、開設者として、指定管理者であります公益社団法人地域医療振興協会との連携をさらに強化し、公立黒川病院の理念であります、黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保のため、継続的、安定的な病院経営に努めてまいります。

以上が、令和7年度の運営方針等でございます。

続きまして、提出しております議案について、概要を御説明申し上げます。

議案第1号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例について。

議案第2号は、職員の給与に関する条例について、令和6年人事院勧告による国家公務員の給与法の改正に準じ、給料表及び各種手当を改正するものでございます。

議案第3号は、職員の特殊勤務手当に関する条例について、消防の事務部局職員に係る緊急消防援助隊等出動手当を新設する改正を行うものでございます。

議案第4号は、黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、人事院勧告等による給与改定を遡及改定できるよう、改正するものでございます。

議案第5号は、火葬場の設置及び管理に関する条例について、斎場使用料の改正を行うものでございます。

議案第6号から議案第9号までの令和6年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を

精査し、各事務事業の所要経費について整理したものでございます。

議案第10号から議案第14号までは、令和7年度各種会計予算でございます。一般会計につきましては、総額46億2,215万2,000円を計上するものでございます。

主な事業といたしまして、衛生費では、し尿処理施設更新事業として2か年で進めております生活環境影響調査業務委託のほか、基本設計・事業者選定アドバイザリー業務委託経費を計上し、ごみ焼却施設においては、1号炉耐火物等補修工事のほか、各施設の整備工事経費を計上しております。

消防費では、新消防庁舎建設に係る事業として、庁舎建設工事関連経費、敷地内外構工事等の附帯工事経費のほか、消防指令システム・消防救急デジタル無線等の移転に係る経費を計上しております。そのほか、車両及び資機材の整備としまして、高規格救急車の更新、災害対応ドローンの購入経費を計上するものでございます。

介護認定審査会特別会計につきましては、審査委員40人、8合議体で審査判定を行う経費としまして、総額1,429万4,000円を計上するものでございます。

障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、審査委員10人、2合議体で審査判定を行う経費としまして、総額115万3,000円を計上するものでございます。

病院事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を1日平均患者数で一般病棟入院患者を82人、回復期病棟入院患者を49人、外来患者を200人と見込むものでございます。

また、病院事業会計における市町村負担金は、医療機器更新経費、設備修繕経費、企業債償還金、指定管理者への運営交付金など、総額で4億121万4,000円を計上しております。なお、医療機器更新の主な機器としまして、電子カルテの更新経費を計上するものでございます。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を月平均で利用者数を80人、利用回数を359回と見込むものでございます。

議案第15号は、公立黒川病院の未収金の請求権に係る権利の放棄につきまして、議決をお願いするものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。何とぞ慎重にご審議をいただき、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第4 一般質問

○議長（渡辺良雄君） 日程第4、会議規則第60条の規定に基づき一般質問を行います。

発言を許可します。3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

件名、公立黒川病院会計の待ち時間を減らす対策について。

公立黒川病院を利用している方から、会計処理の待ち時間が長いので改善してほしいとの要望が寄せられました。午前中の早い時間に診療が終わっても、会計処理が終わらず、午後に支払いとなることがあった。職員の方になぜ時間がかかるのか確認をしたところ、職員による確認、チェック作業に時間がかかっているとのことでした。

この問題につきましては、令和5年12月22日の第6回議会定例会の一般質問でも質疑が行われておりました。その質疑も踏まえまして、以下3点御質問をいたします。

1、現行の会計システムについて、機能追加などの改善の余地はあるのか伺います。

2、指定管理者は料金後払いシステムの導入を検討しているとのことですが、何か進展はあったのか伺います。

3、改善に向けて計画的な取組が必要と考えます。対策について伺います。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 答弁を求めます。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） それでは、鎌田暁史議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の現行の会計システムについて機能追加などの改善の余地はあるのかとの御質問にお答えをいたします。

会計システムにつきましては、機能の追加などはございませんが、令和7年度に電子カルテシステムの更新を予定しており、その中には医事システム、調剤支援システム、検査システム、健診システムなども含まれております。また、ハードである機器類も同じく新機種に更新いたします。この電子カルテシステムには会計システムも連携しているため、これらを更新することで、現状よりも改善されるものと想定をしております。

続いて、2点目の料金後払いシステムの導入を検討しているとのことですが、何か進展はあったのかとの御質問にお答えをいたします。

指定管理者により料金後払いシステムが昨年6月より導入され、外来患者及び訪問看護、訪問診療など在宅系サービス利用者の方々に御案内しているところでございます。御登録された場合は、後日指定口座から引き落としされることになっており、待ち時間がなく、御帰宅いただけることが可能となっております。

令和7年1月現在、外来患者45名、住宅系サービス利用者98名に御利用いただいております。現状は登録者数が思ったように伸びていませんが、今後はさらに来院されている皆様に御利用いただけますように、病院の窓口に申込みの仕方などを案内する人員を配置し、後払いシステムへの登録を推進してまいります。

続いて、3点目の改善に向けて計画的な取組が必要と考えるとの御質問にお答えをいたします。

今後の取組につきましては、まず1点目として、4月からの薬の処方については院外での処方受け取りを原則といたします。これにより、待ち時間が短縮されるものと期待をしております。

次に、2点目として、今年度中に自動精算機の更新を行い、3月上旬には新紙幣に対応し、4月からクレジットカードによる支払いを可能といたします。

さらに、3点目として、指定管理者により定期的に精算待ち時間などを含む実態調査を行い、改善策について検討するように努めてまいります。

今後も病院開設者として指定管理者と協力し、会計処理の待ち時間短縮をはじめ、利用者の利便性改善への取組を継続してまいりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上であります。

○議長（渡辺良雄君） 3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 様々な取組を予定されているというふうに受け止めさせていただきました。

特に、電子カルテシステムの更新に伴いまして、連携している会計システムの性能も向上することに期待ができていると思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（渡辺良雄君） 以上で3番鎌田暁史君の一般質問を終了します。

日程第5 議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第5、議案第1号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第1号について御説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でご

ございます。説明は別冊の議案説明資料第1号、第2号関係でさせていただきたいと思いますので、御準備いただきまして、説明資料1ページをお開き願います。

1点目は改正理由でございます。令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準じた形で、特別職の期末手当の支給割合の改定を行うため、条例を改正しようとするものでございます。

2点目、改正の概要でございます。議案書と併せて御覧いただければと思います。

(1) 第1条関係につきましては、令和6年12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げる改定を行うもので、支給割合を100分の170から100分の175に改正するものでございます。

(2) 第2条関係につきましては、令和7年4月以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期で均等にするため、支給割合を100分の175から100分の172.5に改正するものでございます。

3点目は施行期日でございます。第1条は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用とするもので、差額は遡及して支給するものでございます。

第2条は、令和7年4月1日から施行とするものでございます。

下段は参考としまして、期末手当の支給割合の改定内容を整理したものを記載してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第5、議案第1号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第6、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧願います。

議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちら、説明は別冊の議案説明資料でさせていただきたいと思いますので、説明資料2ページを御覧願います。

1点目、改正理由でございますが、こちら、特別職と同様に令和6年人事院勧告に基づく、国家公務員の給与の取扱いに準じた形で、職員の給料表及び期末勤勉手当の支給割合及び各種手当の改定を行うため、条例を改正しようとするものでございます。

2点目、改正の概要でございます。こちら、議案書と併せて御覧いただければと思います。

(1) 第1条関係につきましては、令和6年12月期の期末手当、勤勉手当それぞれ、再任用職員以外は100分の5、再任用職員につきましては100分の2.5を引き上げ、併せまして給料月額を引き上げる改正を行うものでございます。

アにつきましては、令和6年12月期の期末手当の支給割合を再任用以外の職員で100分の122.5から100分の127.5に、再任用職員では100分の68.75から100分の71.25に改正するものでございます。

イにつきましては、議案書は5ページになります。

令和6年12月期の勤勉手当の支給割合を再任用以外の職員で100分の102.5から100分の107.5に、再任用職員では100分の48.75から100分の51.25に改正するものでございます。

ウにつきましては、行政職給料表及び医療職給料表を国の引上げに準じた給料表に改正するものでございます。本改正につきましては、令和6年4月からとし、差額を遡及支給するものでございます。

(2) 第2条関係につきましては、令和7年4月以降に係る改正となります。

議案書は11ページの下段からとなります。

アにつきましては、扶養手当の改定でございます。配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上げるもので、附則に経過措置を設け、2年間で段階的に実施するものでございます。

イにつきましては、議案書は14ページでございます。

地域手当の改定につきましては、級地区分が7級地から5級地に再編されたことに伴う支給割合を改定するものでございます。こちら、経過措置としまして、附則に支給割合の変動に伴う激変緩和措置を設けるものでございます。

説明資料3ページにまいりまして、ウにつきましては通勤手当の改定でございます。支給限度額

を15万円に引き上げ、新幹線通勤に係る支給要件を拡大するものでございます。

エにつきましては、こちら議案書は18ページになります。

管理職員特別勤務手当の改定でございます。平日深夜にかかる支給対象時間を午後10時から午前5時までと拡大するものでございます。

オにつきましては、令和7年4月以降の期末手当の支給割合を、6月期、12月期で均等にするため、再任用以外の職員で100分の127.5から100分の125に、再任用職員では100分の71.25から100分の70に改正するものでございます。

カにつきましては、勤勉手当の関係、議案書は19ページになります。

令和7年4月以降の勤勉手当の支給割合を、こちらも6月期、12月期で均等にするため、再任用以外の職員で100分の107.5から100分の105に、再任用職員では100分の51.25から100分の50に改正するものでございます。

キにつきましては、再任用された職員の異動の円滑化に資するため、支給できる手当を拡大するものでございます。

クの給料表の改定につきましては、こちらは議案書は20ページからとなります。

行政職給料表及び医療職給料表を、令和7年4月以降の国の改定に準じた給料表へ改定するもので、係長級以上の給料月額を最低水準を引き上げ、昇格時に給与が大きく上がる仕組みとなるよう改正するものでもございます。また、改正に伴う号俸切替え表を附則に設けるものでございます。

3点目、施行期日につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するもので、差額は遡及して支給するものでございます。第2条は令和7年4月1日から施行するものでございます。

参考としまして、4ページには各種手当の改定内容を整理したものを記載してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 3 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第 7、議案第 3 号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第 3 号について御説明いたします。

議案書の 34 ページをお開き願います。

議案第 3 号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由でございますが、大規模災害の被災地における緊急消防援助隊の活動において、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面で均等が図れるよう、緊急消防援助隊として出動した場合の手当の支給について、適切に対応するよう令和 6 年 8 月に総務省消防庁より通知が発出されたもので、通知に基づきまして、消防の事務部局職員に対する特殊勤務手当について、人事院規則の災害応急手当に準じた支給ができるよう、改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、特殊勤務手当として緊急消防援助隊等出動手当を新設するもので、緊急消防援助隊及び宮城県広域消防相互応援協定に基づく応援等に出動した際に、1 日につき 2,160 円を支給できるようにするものでございます。

35 ページにまいりまして、附則でございます。

令和 7 年 4 月 1 日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第 7、議案第 3 号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は 11 時 5 分といたします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 03 分 再開

○議長（渡辺良雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 8 議案第 4 号 黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第 8、議案第 4 号黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第 4 号について御説明いたします。

議案書の 36 ページをお開き願います。

議案第 4 号黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由でございますが、これまで会計年度任用職員については給与改正の適用は翌年度からと
していたものを、常勤の職員と同様に当該年度 4 月に遡及適用可能となるよう附則の改正を行うも
のでございます。こちらは常勤の職員と同様の取扱いとするよう、総務省通知、宮城県からの指導
に基づき改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、附則においてこれまでは当分の間給与改定の適用を翌年度初日として
いたものを、令和 6 年 3 月 31 日までとし、令和 6 年 4 月から給与改定を適用できるようにするもの
でございます。附則でございますが、公布の日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認
めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第 8、議案第 4 号黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 5 号 火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺良雄君） 日程第 9、議案第 5 号火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案第 5 号でございます。

37ページでございます。

火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらに関しましては、令和 6 年12月20日の議会全員協議会において、内容については説明させていただいております。

火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第 5 条関係でございます。斎場使用料の別表でございます。御覧のように料金を改正させていただくというものでございます。

附則に関しましては、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第 9、議案第 5 号火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 6 号 令和 6 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（渡辺良雄君） 日程第10、議案第 6 号令和 6 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、令和 6 年度一般会計補正予算（第 3 号）につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の38ページを御覧願います。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ5,219万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を32億9,383万9,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条は債務負担行為の補正となります。債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるものでございます。

39ページ、40ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ5,219万2,000円の減額でございますが、詳細につきましては後ほど別冊の令和6年度各種会計補正予算に関する説明書で御説明をいたします。

続きまして、41ページを御覧願います。

第2表繰越明許費は、5款1項消防費になります。災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新、下段の指揮車更新事業の2件につきまして、年度内の履行が難しいことから、繰越明許費を設定させていただくものでございます。

第3表債務負担行為補正でございます。表に記載がございます、事項、期間、限度額につきまして、債務を負担する行為をすることができる事項を追加させていただくものでございます。

41ページから43ページまでを御参照願いたいと思います。

続きまして、別冊の令和6年度各種会計補正予算に関する説明書により御説明をいたします。

別冊の3ページを御覧願いたいと思います。

初めに、歳入予算を御説明いたします。

1款1項1目市町村負担金は令和6年度当初負担金の額から増額にならないように調整するものでございます。

なお、消防費につきましては執行見込みによる増減、規約による令和6年度の消防費の基準財政需要額を市町村の割合で算定するものでございます。

2款2項2目消防手数料から5款1項2目利子及び配当金までは収入の見込みにより調整するものでございます。

4ページを御覧願います。

5款2項1目物品売払い収入は、消防ポンプ自動車としまして使用してきた公用車の売払い額を

計上するものでございます。

6款1項1目財政調整基金繰入金は歳出の執行見込みにより基金繰入金を減額するものでございます。

7款1項1目繰越金につきましては、令和5年度、前年度ですね、の繰越金を計上するものでございます。

8款3項1目消防費受託事業収入は、収入見込みにより調整するものでございます。

4項1目雑入は、環境管理センターにおきまして缶、瓶、ペットボトルなどの再資源物売払い代の見込みを計上するものでございます。

5ページを御覧願います。

9款1項1目衛生債、2目消防債につきましては、それぞれ起債の対象事業費の確定により減額したものでございます。

続きまして、6ページ、次のページですね、御覧願います。

歳出予算につきまして御説明させていただきます。歳出予算につきましては、執行見込みにより調整するもので、主な内容につきまして御説明いたします。

2款1項1目一般管理費につきましては、給料、職員手当等及び共済費などについて執行見込みにより調整させていただくものでございます。

続きまして、7ページを御覧願います。

2款1項3目財政管理費は、歳出の執行見込みの減額分を財政調整基金に積立てするものでございます。

4款1項2目火葬場費の10節需用費の消耗品費及び修繕費、修繕料は火葬件数の見込み増並びに獣害対策ということで猪対策ですね、それにより増額するものでございます。

続きまして、8ページを御覧願います。

4款2項2目ごみ処理費につきましては、職員の人件費、管理施設の維持管理経費につきまして、執行見込みにより調整するものでございます。

続きまして、9ページを御覧願います。

5款1項1目常備消防費につきましては、人事院勧告による給料、職員手当等、共済費につきまして、執行見込みにより調整するものでございます。

10ページの2目消防施設費につきましては、こちらも執行見込みにより調整するものでございます。

以上、令和6年度一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第10、議案第6号令和6年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡辺良雄君） 日程第11、議案第7号令和6年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、議案書の44ページを御覧願います。

議案第7号令和6年度介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ136万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,288万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。次ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ136万7,000円の減額でございますが、詳細につきましては補正予算に関する説明書にて御説明させていただきます。

それでは、補正予算に関する説明書の23ページを御覧願いたいと思います。

初めに、歳入予算を御説明いたします。

1款1項1目市町村負担金は230万7,000円の減額でございまして、執行見込みにより減額するものでございます。

2款1項1目繰越金は、前年度、令和5年度の繰越金を計上するものでございます。

次に、24ページを御覧願いたいと思います。

歳出予算を御説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目介護認定審査会費につきましては、給料及び職員手当等、その他の経費につきまして、執行見込みにより調整させていただくものでございます。

以上、令和 6 年度介護認定審査会特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第11、議案第 7 号令和 6 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 8 号 令和 6 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（渡辺良雄君） 日程第12、議案第 8 号令和 6 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書46ページを御覧ください。

議案第 8 号令和 6 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 3 号）につきまして御説明申し上げます。

このことにつきましては、第 2 条で令和 6 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算第 2 条に定めました業務の予定量につきまして補正するものでございます。業務予定につきましては、指定管理者に経営を委ねておりますことから、指定管理者より提出されました予定数値を基に計画計上をしております。

（2）年間患者数の入院につきましては、補正前 4 万 5,260 人に対しまして、現在の入院利用実績に合わせまして利用者増の 4 万 5,990 人に変更しております。外来患者数につきましては、補正前の患者数 6 万 3,288 人に対しまして、利用者減の 5 万 4,791 人としております。

続いて、（3）1 日平均患者数につきましては、補正前の入院数124人に対しまして、126人を見

込んでおります。外来につきましては、補正前216人に対しまして、187人を見込むものでございます。

次に、（４）主な建設改良事業、医療機器整備事業ですけれども、予定していた機器の契約が完了しまして、金額が確定したことを受けまして、補正前3,884万円から3,695万1,000円に減額しております。

第３条では予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入でございますが、１款病院事業収益におきまして、213万4,000円を追加し、補正後の予算額を１億9,805万6,000円とするものでございます。

次に支出でございます。１款病院事業費用におきまして、661万7,000円を追加し、３億4,376万1,000円を予定額とするものでございます。

47ページを御覧ください。

第４条につきましては、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額について補正をお願いするものでございます。

まず、収入でございますが、第１款資本的収入において326万5,000円を減額し、補正後の予定額を３億4,650万2,000円とするものでございます。

次に支出でございますが、第１款資本的支出において、326万5,000円を減額し、補正後の予定額を３億4,650万2,000円とするものでございます。

第５条では、予算第７条に定めました経費の金額を次のとおり補正するものでございます。職員給与費を96万3,000円増額し、補正後の予算を2,030万2,000円とするものでございます。

第６条では、予算第８条に定めた関係市町村から補助を受ける金額について、資本的勘定から収益的勘定への予算の組替えをお願いする内容となっております。具体的には、47ページ下の表の資本的収入を136万5,000円減額しまして、その上の表の収益的収入に追加するものでございます。市町村ごとの補正額については御覧のとおりということでございます。

48ページを御覧ください。

トータルとしましては、関係市町村の負担金額に変更がなく、４億4,392万8,000円のままであります。

議案については以上でございます。

続きまして、別冊にあります補正予算に関する説明書にて御説明いたします。

28ページを御覧ください。

令和6年度補正予算実施計画明細書収益的収入及び支出でございます。

収入の部1款病院事業収益は213万4,000円増額となります。その内訳ですが、2項医業外収益の1目受取利息及び配当金2万円、2目他会計負担金136万5,000円、5目その他医業外収益の40万7,000円、7目長期前受金戻入益34万2,000円となります。

次に、下段の表、支出であります。

1款1項1目給与費については、職員と派遣医師の給与により96万3,000円の増額をしたものでございます。

3目経費につきましては、事業執行の確定と今後の緊急の医療機器や設備に係る修繕等に備えまして、175万6,000円の増額をお願いするものでございます。

2項医業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費は92万7,000円の減額。

3項特別損失につきましては、過年度収益修正損の482万6,000円となります。

29ページの表を御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、上段の収入でございます。

1款1項関係市町村出資金については、下段の支出における所要額の確定を踏まえまして、関係する市町村支出資金を362万5,000円減額し、2項企業債を190万円減額するものでございます。

次に、下段の支出でございます。

1項1目企業債償還金につきましては、昨年度整備しました医療機器の起債額が確定したことによります調整で、37万6,000円を減額するものでございます。

2項1目建設改良費につきましては、医療機械購入の事業額が確定したことによりまして、188万9,000円を減額するものでございます。

3項1目リース資産購入費につきましては、今年度新たにリースにより購入した医療機器はございませんでしたので、100万円を減額するものです。

30、31ページにつきましては、給与費明細書となっておりますので、後ほど御参照ください。

以上が、令和6年度病院事業会計補正予算の内容であります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第12、議案第8号令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業
会計補正予算（第1号）

○議長（渡辺良雄君） 日程第13、議案第9号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書49ページを御覧ください。

議案第9号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このことにつきましては、第2条で令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算第2条に定めました事業の予定量につきまして、補正するものでございます。業務予定につきましては、病院と同じく指定管理者に経営を委ねておりますことから、指定管理者より提出されました予定数値を基に計画計上しております。

（1）年間利用者につきましては、補正前月87人に対しまして、現在の利用実績に合わせまして利用者減の月80人に変更をしております。

（2）利用回数につきましては、補正前月444回、年間5,328回に対しまして、利用回数減の月363回、年間4,356回としております。

第3条では予算第3条に定めました、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入でございます。第1款事業収益におきまして、1万7,000円を増額し、補正後の予定額を1万8,000円とするものでございます。

次に支出でございますが、第1款事業費用1項訪問看護事業費用におきまして8万7,000円を追加するものです。続いて、2項特別損失では2万3,000円を追加し、補正後の予定額を11万1,000円とするものでございます。

議案については以上でございます。

続きまして、別冊にあります補正予算に関する説明書にて御説明いたします。

37ページを御覧ください。

令和6年度補正予算内訳書でございます。

収益的収入及び支出となっております。

収入の部1款事業収益は、1万7,000円増額の1万8,000円となります。その内容ですが、1項5目のその他事業外収益となります。こちらでは、不要となった車両の売払い収益ということでございます。

次に下段の支出の部でございますが、1款事業費1項6目棚卸資産減耗費ですが、廃車とした車両の固定資産除却費8万7,000円となっております。

2項1目特別損失ですけれども、これは過年度損益修正損の2万3,000円となっております。

以上が令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算の内容であります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第13、議案第9号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 令和7年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（渡辺良雄君） 日程第14、議案第10号令和7年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題とします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） 議案書の50ページを御覧願いたいと思います。

議案第10号令和7年度一般会計予算について御説明いたします。

第1条は歳入歳出予算でございます。第1項は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億

2,215万2,000円と定めるものでございます。

第2項は歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は債務負担行為でございまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条は地方債でございまして、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

第4条は一時借入金でございまして、一時借入金の借入れの最高額を4億円と定めるものでございます。

第5条は歳出予算の流用でございまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の款項の間の流用を定めるものでございます。

それでは、51ページ、52ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算は歳入歳出それぞれ46億2,215万2,000円と定めるものでございます。詳細につきましては、別冊の令和7年度各種会計予算に関する説明書で御説明いたします。

53ページを御覧願います。

第2表債務負担行為は2件を定めるものでございます。

1件目はサーバー及びパソコン等機器賃貸借につきまして、賃貸借の期間が満了することから、新たな契約を締結するものでございます。

2件目、汚泥再生処理センター基本設計・事業者選定アドバイザー業務を2か年事業で業務委託を行うため定めるものでございます。

続きまして、第3表地方債につきまして御説明をさせていただきます。4件定めるものでございます。

1件目、ごみ焼却施設補修工事は債務負担行為を設定させていただきました、ごみ焼却施設1号炉耐火物等の補修工事でございます。

2件目、消防車両の更新事業は、高規格救急自動車。こちらのほうは大郷出張所に配置予定でございます。

3件目、消防資機材整備事業は、災害対応のドローンを整備するものでございます。

4件目、消防庁舎の建設工事につきましては、2か年事業の2年目になりますが、庁舎建設に伴う工事でございます。

総額18億3,120万円の地方債につきまして、それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきまして、記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、別冊の令和7年度各種会計予算に関する説明書より御説明いたします。

そちらの3ページを御覧願いたいと思います。

初めに、歳入の予算を御説明いたします。

1款1項1目市町村負担金につきまして、組合規約の第16条第2項の定めるところにより、構成市町村の負担金を定めるものでございます。

下段になりますが、富谷市負担金につきましては、ごみ処理費あるいは最終処分場費を除く経費の負担となりまして、総額で8億6,908万1,000円。大和町負担金につきましては、10億3,792万5,000円。大郷町負担金は4億3,688万3,000円。大衡村負担金につきましては3億9,234万8,000円となりまして、各市町村とも前年度と比較しましていずれも増額の負担金をお願いする内容となっております。

また、配付しております議案説明資料という形で、議案第10号、第14号関係という形で書いてございます資料を、こちらのほうを各種会計ごとに前年度対比も含めまして、費目別あるいは市町村別に整理したものでとなっておりますので、お目通し願いたいと思います。

続きまして、4ページを御覧願いたいと思います。

2款使用料及び手数料につきまして、それぞれの条例により使用料の手数料収入でございます。黒川浄斎場使用料、行政財産目的外使用料、し尿処理施設での処分手数料、消防事務の危険物施設及び火薬類消費許可申請に係る手数料で、いずれも実績または相手方との契約内容に基づき計上するものでございます。

3款1項1目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金につきまして、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業を実施するための補助金でございます。こちらは、し尿処理施設の整備事業に係る補助金でございます。廃棄物処理施設モニタリング事業補助金につきましては、一般廃棄物最終処分場の放射性セシウム検査に対する補助金でございます。

4款1項1目消防費県委託金につきましては、権限移譲に伴います事務交付金で、県通知によるものでございます。

5ページを御覧願います。

5款1項1目財産貸付収入につきましては、組合財産の貸付収入でございます。

2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金の貯金にし、収入でございます。

2 項 1 目物品売払い収入は、消防車両売払い収入としまして、科目計上としてございます。

6 款 1 項 1 目財政調整基金の繰入金につきましては、財源調整としまして、財政調整基金の繰入金を計上するものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度同額を計上するものでございます。

8 款 1 項 1 目組合預金利子につきましては、歳計現金の貯金利子でございます。

続きまして、6 ページを御覧願います。

8 款 2 項 1 目公営企業貸付金元利収入につきましては、黒川病院へ貸し付けた貸付金の元利収入でございます。

8 項 1 目消防費受託事業収入につきましては、高速道路の救急業務に対する支弁金でございます。

4 項 1 目雑入につきましては、ごみ処理施設での再資源化売払い代、再商品化配分金などがございます。

9 款組合債につきましては、第 3 表の地方債で御説明申し上げた内容と同一でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

歳入は以上でございます。

歳出につきましては、各部門より御説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺良雄君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、ここから歳出について御説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお開き願います。

初めに、1 款議会費 1 項 1 目議会費でございます。議会運営に要します経費といたしまして、前年度と比較しまして、21 万 9,000 円増の 285 万 9,000 円の計上でございます。主な増の要因としましては、今後し尿処理施設の更新を予定しておりますことから、その先進地視察経費として移動用のバスの使用料を計上したことによるものでございます。

次に、2 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございます。前年度と比較しまして、184 万 8,000 円減の 1 億 3,282 万 7,000 円の計上でございます。減額の要因といたしましては、人件費におきましては給与改定により増となったものの、令和 6 年度においてホームページのリニューアル業務が完了したことなどにより、全体で前年度より減額となったものでございます。

1 節報酬につきましては、理事会、情報公開・個人情報保護審査会の報酬でございます。

2 節給料から 3 節職員手当等と 8 ページにまいりまして、4 節の共済費までが、特別職 1 人、一般職 12 人の人件費としまして、合計 1 億 96 万 3,000 円を計上しております。

7 節報償費につきましては、職員内部研修に係る講習の謝礼金でございます。

8 節旅費につきましては、こちらは情報公開・個人情報保護審査会委員の費用弁償、あと職員研修等に係る普通旅費でございます。

9 節につきましては、理事長交際費でございます。

10 節需用費につきましては、事務消耗品、事務所庁舎維持に係る燃料費、光熱水費、例規集、追録に係る印刷製本費、公用車 1 台に係る燃料費でございます。

11 節役務費につきましては、電話料等の通信運搬費、会計事務に係る各種手数料、職員健康診断料、9 ページにまいりまして、各種保険料でございます。

12 節委託料につきましては、サーバー及びパソコン等電算機器の保守委託経費が主なもので、そのほか事務所庁舎の施設保守、給与計算の委託、労働安全衛生関係の経費でございます。新たな経費としまして、令和 7 年度は顧問弁護士の委託、あと各種職員内部研修の委託経費を計上しております。

13 節使用料及び賃借料につきましては、サーバー及びパソコン等電算機器関係の賃借料が主なものでございます。そのほか、例規関係のシステム、各種ソフトウェアの使用料の経費でございます。

10 ページにまいりまして、17 節備品購入費につきましては、クライアントパソコンの追加購入経費のほか、事務機器の購入経費でございます。

18 節負担金、補助及び交付金につきましては、職員の研修に係る経費が主なものでございます。

次に、2 目の文書広報費は広報誌の年 4 回発行に要する印刷経費を計上するもので、前年度と比較しまして 23 万 7,000 円増の 358 万 9,000 円を計上しております。増額の要因としましては、印刷部数及び印刷単価の増によるものでございます。

3 目の財政管理費につきましては、659 万 6,000 円を計上しておりまして、財政調整基金運用利子、病院事業貸付金の元金利子の償還金を財政調整基金へ積み立てる経費を計上しております。

4 目公平委員会費には県人事委員会への事務委託経費を計上しております。

次に、2 款 2 項 1 目監査委員費でございますが、監査に要する経費といたしまして、35 万 8,000 円の計上でございます。

以上が議会費と総務費でございます。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、続きまして 11 ページを御覧ください。

3 款民生費でございます。老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でございます。予算額

8万円で、前年度と同額の計上となっております。年3回の開催を予定しておりまして、それに対します委員の報酬及びその他事務経費となっております。委員は医師が2名、その他福祉関係者3名、市町村担当課長4名の計9名で構成されております。

続きまして、衛生費でございます。

4款1項1目保険衛生総務費は、業務課の衛生部門に係る経費でございます。前年度と比較しまして、128万1,000円の増となっております。増額の主な要因としましては人件費の増となっております。

10節需用費につきましては、実績により計上させていただいております。なお、公用車管理に関しましては、業務課所属の公用車2台ございますが、来年度、令和7年度は軽自動車、普通乗用車とありますが、軽自動車の車検の年となっております。その他の項目につきましては資料のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

続きまして、12ページでございます。

4款1項2目火葬場費でございます。こちらは、黒川浄斎場の運営に係る経費でございます。前年度と比較しまして、555万2,000円の増となっております。黒川浄斎場の施設管理につきましては民間に委託しておりますので、人件費の計上はございません。増額の要因としまして、14節工事請負費の増額が主な要因となっております。

例年計画的に実施しております火葬炉の整備工事ですけれども、そのほかに経年劣化などによりまして傷みが見られます施設の外壁全面を来年度は塗装補修を行う予定としております。また、告別ホールの入りと待合室の入りの自動扉のガラスですね、飛散防止のためのフィルムを取り付けるという工事を行う予定でございます。これは、地震などの災害発生時にガラスが破損した際にも飛散しないように危険防止の対策ということで行うものでございます。その他の項目につきましては資料のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、4款2項清掃費でございます。

その中の、まずは1目し尿処理費でございます。こちらは環境衛生センターの運営経費となっております。前年度と比較しまして、2,527万5,000円の減額となっております。環境衛生センターの施設管理につきましては民間に委託しておりますことから、人件費の計上はございません。

10節需用費でございますが、こちらはし尿処理施設の運転管理に必要な燃料及び消耗品、光熱水費及び水質の保全に必要な薬品等を実績により積算して予算額を計上してございます。

減額の主な要因となりますのが、12節委託料となります。し尿処理施設整備事業関連の委託業務

でございます。令和6年度で実施しました生活環境影響調査業務委託、地質地歴調査業務委託などが終了し、令和6年度から令和7年度の継続事業でございます生活環境影響調査業務委託、さらに令和7年度から令和8年度の継続事業となります基本設計事業者選定アドバイザー業務委託などが、令和7年度に行われる委託事業となります。事業が入れ替わったことについての減額計上となっております。

14節工事請負費につきましては、施設の処理能力を維持するためのし尿処理施設の計画的な修繕工事と、定期的なメンテナンスが必要となっております、汚泥脱水機の整備工事を予定しておりますのでございます。

その他の項目につきましては資料のとおりでございますので、御確認お願いいたします。

衛生部門、し尿処理費までの説明は以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 環境管理センター所長嶋津 秀君。

○環境管理センター所長（嶋津 秀君） 続きまして、2目ごみ処理費の説明をいたします。

議案書14ページ中段からでございます。

こちらは、環境管理センター、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などのごみ処理施設の管理運営に要する経費でございます。前年度と比較いたしまして、1,816万4,000円増の6億2,847万円の計上でございます。

1節報酬につきましては、会計年度任用職員7名の報酬でございます。

2節給料は一般職員10名、3節職員手当等、議案書15ページにまいります、4節共済費につきましては、一般職員10名及び会計年度任用職員7名の合計17名に係る人件費でございます。

なお、8節旅費につきましては、会計年度任用職員5名に係る費用弁償となっております。

10節需用費につきましては、ごみ焼却施設用機械消耗品をはじめ、各施設及び公用車両に係る消耗品代、焼却用燃料代、各施設に係る電気代等の光熱水費、焼却施設用の薬品代のほか、施設管理や車検に要する修繕料の経費の計上でございます。

次に、11節役務費につきましては、ごみ焼却施設ダイオキシン類測定分析やばい煙等測定分析などの各種測定のほか、各設備に要する保守点検検査手数料や、電話代等の通信運搬費や公用車両に係る自動車損害保険料等の経費の計上でございます。

12節委託料につきましては、契約更新3年目となりますごみ焼却施設運転管理業務委託をはじめ、委託契約2年目となりますペットボトル減容施設運転管理業務委託や、資源ごみの瓶などの再商品化業務委託などの業務委託となっており、前年度比1,325万1,000円増の2億2,429万円の経費の計

上となっております。

増の要因といたしましては、議案書16ページにまいりまして、この後14節でも御説明いたします、ごみ焼却施設耐火物補修工事の期間中、2炉あるうち1炉運転となりますことから、廃棄物処理の停滞を防ぐため、可燃ごみの処理を工事期間中、利府町にあります宮城東部衛生処理組合へ処理委託するための経費の計上でございます。

また、マットレス処理業務委託につきましては、粗大ごみであるベッドの廃スプリングマットレスについては構造的に解体処理が困難であることから、環境省において適正処理困難物に指定されておりますことから、処理を取扱い可能な事業者に委託するための経費でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、AED賃借料、各施設LED照明賃借料、複写機賃借料の経費でございます。

続きまして、施設維持補修費でございます。前年度と比較いたしまして、1,433万6,000円増の1億8,808万5,000円となっております。

14節工事請負費につきましては、各施設維持のため、計画的な工事費の計上でございます。

増額の主な要因といたしまして、ごみ焼却施設耐火物補修工事でございます。今年度におきましては、2号炉の耐火物補修工事を補正予算にて補正しております。令和7年度におきましては1号炉の再燃焼室及び高架煙道及びガス冷却塔上部を補修整備するものでございます。

17節備品購入費につきましては、手押し台車3台を購入するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、地元大和町吉田金取北地区の方々々と組織しております、環境管理センター周辺対策協議会の負担金と、使用済み乾電池広域回収処理連絡協議会負担金のほか、施設内で使用いたします、機械類の取扱いに必要な職員の安全衛生教育等に係る負担金の計上となっております。

26節公課費、こちらにつきましては公用車両に係る自動車重量税のほか、焼却施設汚染負荷量賦課金に要する経費の計上となっております。

以上がごみ処理費の説明でございます。

続きまして、3目最終処分場費の説明をいたします。

議案書は17ページをお開き願います。

こちらは一般廃棄物最終処分場の管理運営に要します経費でございます。前年度と比較いたしまして、1,365万1,000円減の8,149万7,000円の計上でございます。最終処分場の施設管理につきましては、環境管理センター職員が管理しておりますので、人件費の計上はございません。

10節需用費につきましては、施設の電気代、水処理に使用いたします薬品代、各種交換用ポンプの在庫数確保や公用車両燃料代のほか、施設管理や公用車両の車検に要する修繕料の計上でございます。

11節役務費につきましては、主に水質検査など検査手数料でございます。

12節委託料につきましては、水処理を環境衛生センターまで運搬する水槽車運転管理業務や埋立地の覆土整地などの契約、3年目となります最終処分場施設維持業務委託経費の計上でございます。

14節工事請負費につきましては、前年度比360万8,000円減の3,353万9,000円の計上となっております。各工事につきましては、施設維持のため計画的な工事費の計上となっております。

浸出水処理施設整備工事につきましては、計画的に前年度の中央捜査室シーケンサー更新に続きまして、現場操作盤のシーケンサーの更新整備をするものでございます。

また、破損検知器修繕工事につきましては、操作盤の経年によりCPU等の各部品を更新するものでございます。

議案書18ページにまいります。

17節備品購入費につきましては、施設内で使用いたします手押し台車1台の購入の経費計上でございます。

26節公課費につきましては、公用車両に係る自動車重量税の経費計上でございます。

以上が最終処分場費の説明でございます。

○議長（渡辺良雄君） これより昼の休憩に入ります。会議の再開は午後1時と予定いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（渡辺良雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

消防次長山家貴広君。

○消防本部次長（山家貴広君） それでは、5款消防費について御説明いたします。

説明書は2ページをお開き願います。

5款消防費は、前年度から13億4,722万円増の33億8,641万円を計上するものでございます。増加の要因としましては、人件費の増及び建設中の消防新庁舎に要する経費によるものでございます。

説明書18ページを御覧願います。

1 日常備消防費につきましては、前年度比較8,693万6,000円増の12億5,874万6,000円の計上でご

ざいます。詳細について節ごとに説明いたします。

2節給料から4節共済費までは消防職員155人に係る人件費としまして、11億4,630万1,000円を計上しております。現在消防職員定数の167人に向けて職員の増員を図っていますことから、令和6年度予算の151人から4人増の予算化となります。

7節報償費につきましては、管内の中学生を対象とするポスターコンクールの各賞や参加記念品代でございます。

18ページ下段から19ページに記載があります8節旅費ですが、普通旅費は東北消防長会や予防、警防、救急の各種研修会として、特別旅費は消防学校入校や救急救命士の養成などに要する費用です。

9節の交際費につきましては、消防長の交際費でございます。

10節需用費につきましては、事務用消耗品のほか、消防被服貸与規程による防火衣をはじめとする被服費を含め、現場活動等に必要な消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料及び薬品費などがございます。なお、光熱水費に関しましては、現庁舎用分のほか、来年11月末に完成し、引渡しを受ける消防新庁舎の12月から3月末までの4か月分も併せて計上しており、その部分において前年度比が増額となっております。

11節役務費については、消防各施設の電話料をはじめとする通信費のほか、電気工作物保安点検やシャッター、自動扉などの各種点検手数料や職員健康診断料、保険料などがございます。

20ページに入りまして、12節委託料につきましては、計画的に各庁舎の油分離装置清掃業務委託を行っており、その最終年で令和7年度は大郷出張所分、その他冬期における施設の除雪業務委託料、救急救命士の病院研修委託、ごみ収集の一般廃棄物回収業務委託等がございます。職員の給与電算委託料に関しましては、次年度から組合総務課予算に一括したことによる消防費における減額が生じております。

13節使用料及び賃借料は、各種機器のリース料や当直の消防職員に対する寝具借上げ料、有料道路の通行料などがございます。

15節原材料費は庁舎事故修繕用の木材や塗料等として例年同額を計上させていただいております。

17節備品購入費につきましては、庁用器具費として各施設用の備品、機械器具費として現場活動用の備品、教材、機材購入費として予防用の備品などがございます。

なお、来年度には当消防初めて救助活動用ドローンの購入を予定しており、山岳救助や山火事へ

の対応など、災害現場において情報収集をはじめ多目的に活用する予定でいます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、20ページに記載がありますとおり全国消防長会や全国消防協会をはじめとする各種負担金のほか、職員の大型・中型免許取得助成や消防学校教育をはじめとする各種研修に伴う負担金です。来年度は5年ぶりに救急救命士の指導的立場となる指導救命士の養成を予定しております。

22節償還金につきましては、宮城県から交付されております移譲事務交付金の実績における差額の返還となります。

以上が1目常備消防費になります。

引き続き、21ページ中段から22ページにかけて2目消防施設費の説明をいたします。

2目消防施設費につきましては、通信指令システム、消防救急無線システムに伴う経費や、公用車の管理経費に、新庁舎建設事業関連経費が加わっておりまして、令和7年度は21億2,766万4,000円の計上で、前年度と比較し12億6,028万4,000円の増でございます。

増額の理由につきましては、新消防庁舎建設工事に伴い、2か年事業である12節の工事管理委託及び14節建設工事費が2年目に当たり業者へ約7割の支出のほか、その他新庁舎関連の様々な事業経費、また、現庁舎から消防指令システム、無線システムを新庁舎へ移設する経費が要因となっております。

節ごとに御説明いたします。

初めに、8節の旅費は新庁舎に設置予定の自家発電設備の点検に伴う旅費となります。

10節需用費につきましては指令システムや公用車管理上の消耗品、公用車28台分の燃料費、そしてそれらの修繕料でございます。

11節役務費についてですが、通信運搬費につきましては指令システム関連の通信費で、指令装置における複数回線契約のほか、現庁舎から新庁舎へ移設する什器類、ネットワーク危険物施設屋内貯蔵所の移設運搬費、また、無線局の免許更新や自動車検査の手数料、保険料を含めたものでございます。

12節委託料につきましては、消防指令システム、消防救急無線保守点検業務委託料や、先ほど御説明しました、消防新庁舎の建設工事管理業務委託料の2年目を主として計上するものでございます。

14節工事請負費に関しましては、21ページ最終行にあります消防指令システム、消防救急デジタル無線移設等工事について御説明いたします。これは令和3年度に契約し、令和5年度に現庁舎で

全更新を図りました消防指令システム、消防救急デジタル無線システムですが、当時併せて本システムを新庁舎へ移設するための契約も別途行っていたものですから、移設当該年度であります令和7年度で発生するシステム全般の移設費用です。これは、機械の移設費のみならず、119番回線が途切れることなく切替えるよう、半分ほどの機器を順次移設し、配線接続、動作試験を行い、ある日を境に受電を新庁舎へと切り替え、その後残り半分の機器を新庁舎へ移設する技術料を含んだ工事でございます。

その他、宮城県の防災要請無線の移設工事、22ページに入りまして、新庁舎建設まで据え置いておりまして、今回一斉に更新する電話設備更新費用等でございます。

さらに、新庁舎の建設工事に含まれていませんでした、敷地内の外構工事や訓練棟の国道側壁面に付帯する岩肌急斜面に似せた訓練用の擬岩工事等となっております。

17節備品購入費につきましては、庁用器具費として新庁舎の什器類やブラインド、また、新庁舎は現庁舎と違いまして、本部と小事務室が階層別になることや、女性隊舎が設置されること、救急資機材洗浄室、出場準備室、トレーニング室などの現庁舎との違いから必要となる電化製品と、公用車購入費としましては、導入から11年経過し、約25万キロメートル走行しました大郷出張所の救急車の更新費用、通信機器購入費として無線等の購入費でございます。

18節の負担金、補助及び交付金及び26節の公課費につきましては、指令システムや公用車に関連する経費でございます。

以上が2目消防施設費で、以上で5款消防費の説明を終わります。

なお、移転新築いたします消防新庁舎に関しましては、施行者や施工管理者と組合の毎月数回の定例会を経まして、本年11月末の完成と、令和8年4月の供用開始に向け、順調に工事が進捗していますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） それでは、引き続き6款1項公債費につきまして、御説明させていただきます。こちらにつきましては、金融機関等への元金償還及び利子支払い額を計上するものでございます。

続きまして、23ページを御覧願います。

7款予備費につきましては地方自治法第217条の規定により計上するもので、前年度と同額を計上するものでございます。なお、24ページから33ページまでは給与費の明細書、34ページから42ペ

ージまでは債務負担行為に関する調書、43ページは地方債に関する調書を記載しておりますので、お目通し願いたいと思います。

以上、令和7年度一般会計予算の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 説明書18ページ、5款1項1目2節給料に一般職給として155名分が計上されております。組合議会で私が度々触れておりますが、消防職員の定数及び現在の実数は指針消防力とかなりかけ離れております。コロナ禍以後高止まりしている救急需要もあり、消防職員の皆さんの負担になっているものと思っております。ここで一つ伺いいたします。現在の定数は167名でございますが、今後の採用スケジュールであるとか、定数の改正についてお考えはあるかお聞かせください。

また、少子高齢化が進む現代において、優秀な人材は性差などにかかわらず積極的に採用する必要があると思っております。職員の募集活動や、女性職員の採用、採用後のキャリアプラン等についても確認をさせてください。

そして、消防職員の給料は条例により6級の行政職給料表が定められておるかと思います。同規模の他の消防では、行政職、公安職の別はございますが、少なくとも7級を使用している場合が多いように思っております。一方、昭和37年総務省消防庁告示第6号消防吏員の階級の基準によりますと、黒川消防本部の規模である場合、消防長の職にある者の階級は消防官であるとされております。つまり、黒川消防において消防職員の階級は7つであり、消防次長たる消防司令を勘案すれば8つの階級及び職務であるとも言えると思います。ここに合わせて7級ないし8級の給料表の適用の検討は必要ではないでしょうか。それぞれの階級や職務に見合った給料額が明確化されれば、モチベーションアップ等にもつながると思いますが、見解をお願いいたします。

最後になります。説明書19ページになりますでしょうか、5款1項1目10節需用費辺りになるかと思うのですが、富谷消防署及び大郷出張所の敷地内の舗装工事は完了しております。次は、大郷ではなくて大衡出張所のヘリポートを含む敷地内の舗装の破損が目立ちますので、ここの修繕が待たれるところであると思います。説明欄に詳細はございませんが、次年度予定はありますでしょうか。また、敷地は大衡村の所有となっていると聞いております。修繕をする場合、村と組合のどちらが主体的に行う予定なのかを確認させてください。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 答弁を求めます。消防次長山家貴広君。

○消防本部次長（山家貴広君） 私のほうでは、質問にありました中におきまして、消防職員の定数に関しまして、また、女性の雇用に関しまして、あと最後にありました大衡村ヘリポートの件に関しましてお答えさせていただきます。

まず、消防職員の定数に関しましては、現在167人となっております、令和7年度の消防職員が155人となる予定でありますことから、167人へ向けて採用を実施しているところです。

本定数は令和2年度に145人から167人へ改正しております、その目的としましては、消防ポンプ車常時4名乗車と、専従指揮隊の充足ということでした。当時は毎年4名ずつ採用し、167人へ向けて人員補強を図っていく予定でしたが、退職者等があったものですから、最近では6名ずつ採用することで、167人へ向けて増員を図っております。ただ、それでも167人に至るのは令和9年度の予定ですので、それまでの間に向けまして、おっしゃられたような管内の環境変化等鑑みて、その後の適正な定数について、まずは消防内部で検討を図ってまいりたいと考えております。まずは167人の充足に向けて計画的に人員補強を図る予定でいます。

2点目、女性採用の状況についてですが、現在令和6年度は151人中4名の女性職員がおります。国の指針目標では5%を目標としないということになりまして、8人の採用を目指しているところです。なお、令和7年度にも1名採用し、5名となる予定であります。引き続き8名へ向けて充足を図っていく予定でいます。

最後、大衡村ヘリポートの維持管理についてですが、大衡出張所に併設しております大衡村ヘリポートの維持管理につきましては、大衡村との申合せによりまして当組合によるものとなっておりますことから、現在の状況を鑑みながら、必要に応じて予算化し補修を図ってまいりたいと思います。先ほど、来年度の予算にはということですが、来年度の予算には計上しておりませんが、消防各庁舎全般を見渡したときの優先順位としては次に大衡村の舗装の認識は計画の中ではありましたので、必要に応じて今後予算化し、補修を図ってまいりたいと思います。

その他質問のありました、採用募集の件や給料の件に関しましては、理事会部局のほうでお答えいたします。

○議長（渡辺良雄君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 今、伊藤議員さんから給料の在り方のお話がありましたけれども、給料関係ですね、ほかの手当も含めた在り方については、随時組合の人事給与担当のほうに構成市町村を中心に、それから他の広域行政などについて調べておくようにということで、随時調べておくようにしております。

7級制にというようなお話もございましたけれども、その辺も構成市町村、4市町村ございますけれども、7級、6級の所もあるということで、どういような、どちらがいいのか、その辺ですね、切替えの方法とかその辺、あと消防の場合ですと、階級制と職階制両方ありますので、その辺もどこに格付したらいいとかですね、その辺、今後御意見いただきましたので、例年調べておるところですけれども、今後に向けて検討してまいりたいなというふうに考えております。まとまりましたら、理事会のほうにも提案したいなと思っております。

○議長（渡辺良雄君） 4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 少ない人員であるとか、いろいろな設備老朽化の中で、それでもその使命達成に邁進する消防の皆さんに対して、富谷黒川地域の市民を代表して、心より感謝の意を表したいと思えます。ありがとうございます。

最後に、理事長にお伺いをしたいと思います。

いろいろな状況の中で、消防職員の労働環境、勤務環境は危機的な状況であると私考えておりますが、理事長含め、理事の皆さんの強いリーダーシップで改善へ向かっていくものだと思いますが、その決意といいますか、トップメッセージを一言お聞かせください。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） それでは、伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

経済的にもいろんな企業様方等々集積をしておる中、消防力の在り方等含め、これからどういう体制で行えばいいのかという部分、なお、今後常備の能力を含め、人員配置等々、本当に大事な事項であろうというふうに思うところであります。時代に遅れることなく、消防署員の皆さんには安心して御活躍いただけるよう、設備のところも十分に準備をさせていただきながら、皆様方の思いを形としてきちんと活動していただけるような形で、どういうふうな待遇も含め、形がいいのか、今後理事会部局としても他の市町村の消防部局の状況も踏まえながら検討してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。1番小川克也君。

○1番（小川克也君） 12ページ、13ページなんですけれども、火葬場費の今回増額5,500万円もあります。その主な理由が工事請負費。工事内容の説明は受けましたが、1,340万円何がしら、その内訳をまずお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、13ページ14節の工事請負費、浄斎場の工事請負費なんですけれども、1,340万9,000円ですが、火葬炉設備の修繕工事ということで、こちら火葬炉い、ろ、はと黒川浄斎場には3炉ございます。そちらの定期的な毎年の修繕工事というものでございます。

その下の外壁の補修工事でございますが、こちらに関しては、施設が40年を超えるような施設です。経年劣化しております外壁を補修しまして、全面塗装させていただく予定になっております。

もう1点、自動扉の飛散防止フィルム設置工事ということで、これはJ I S規格のほうで改正がございまして、自動扉のガラスの飛散を防止するようというようことになっております。それに対する対策ということで、告別ホール、それと待合室のほうの入り口の自動扉のガラスに防止フィルムを設置させていただくというものでございます。

内容は以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 1番小川克也君。

○1 番（小川克也君） 火葬場、先ほど説明もありましたが、40年経っております。老朽化も大分進んでいるのではないのかなと考えられます。

また、朝、理事長の挨拶の中でも、施設の計画的な維持補修を行っていくということでもあります。

その辺も含めて詳細をお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺良雄君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中考幸君） 現在のところですが、浄斎場を新しく建設するとか、そういった計画は今のところはありません。ただ、小川議員さんがおっしゃったように、施設も老朽化をしていると。また、あと考えられるのは、これから高齢化社会になっていって、火葬件数も増えていくというところは、ちょっと懸念材料であろうというふうには考えております。

ちなみに、今の現状ですけれども、黒川浄斎場、先ほども申しましたように3炉ございます。1日受付できるのが5件、火葬の件数が5件ということでございます。月に友引の日以外は全て火葬を行っておるということで、実際月に5日から6日は友引の日がございますので、稼働できるのは25日ぐらいということでございます。5件25日ですので、最大で125件の火葬は可能でございますが、そこまですると施設的には大分負担がかかるのかなと思っております。

ちなみに、1月の火葬件数ですけれども、月92件というものでございます。この92件のうち、地区外から来たのが10件でございます。92件で、実際友引を引いた日数が24日でしたので、1日平均3.8件の火葬を今現在行っているところでございます。ただ、1年間を見ますと1月、2月、12月、

この寒い時期が一番やっぱり火葬件数が多い月ということでございますので、月平均してみれば大体70件ぐらいの月平均の年間の火葬の状況かなということでございます。今後どのぐらい火葬件数が増えるのかというところが問題かなと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 1 番小川克也君。

○1 番（小川克也君） 火葬場というと、これまで葬儀の一部として利用され、実務的な施設というイメージが本当に強いのかなと感じます。本火葬場も大分古く、暗いというイメージ、住民からそのような声も聞いております。これから修繕箇所、本当にたくさん出てくるかと思われます。大規模改修、し尿処理施設ですか、今回事業整備計画進めておりますが、待合室の快適性や、また、遺族が心安らげる場として、そういう場も今後提供していく施設であってほしいと思っております。火葬場も計画的に今後、大規模改修含めて、ぜひ、先ほど課長からも説明がありましたが、進めていくということでありますので、その辺も含めて今後再検討していただきたいと思います。

○議長（渡辺良雄君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 火葬場の今後の整備なんですけれども、組合の施設いろいろほかも含めて、今後どういう所を整備したらいいのか、いろいろと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺良雄君） ほかに質疑はありませんか。11番金須新一君。

○11番（金須新一君） 1 点質問いたします。

説明書の20ページ5 款 1 項 1 目17 節備品購入費の機械器具費の中で、先ほど消防次長から説明があったとおり、新規事業としてドローンを整備するというお話がございました。

ちょっと古いデータで申し訳ないんですが、全国には約700ちょっとの消防本部がございます。約300の消防本部がドローンを導入し、その中でも約2 割弱の消防本部が効果的な運用がされていない実態があるようです。

今、黒川地域消防が導入予定しているドローンの性能といいますか、種類でありますとか、パイロットの数とか、あとは運用規定もあると思うんですが、その辺、今現在分かっていることを少し詳しく説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） 警防課長中島 猛君。

○消防本部警防課長（中島 猛君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、ドローンのパイロットの数というところなんですけれども、来年度の予算では1名パイロットのほうの講習会という形で講習を受けまして、その後隊員のほうにスクールのほうと協定を結びながら指導していただくという場面も講習以外のところでの講習も含めまして、数名のパイロットで常時操縦できるような形で準備したいなと考えております。今のところ何名というのはちょっと確定していないので、今からそのスクールのほうと話合いで協定のほうを結ぶという形も検討しておりますので、その辺で数名のパイロットを準備するということ、1点ですね。

あと、ドローンの性能につきましては、機種自体が安全性の、墜落しないような、常時自動で操縦できるような形のものを購入する予定でございました。手動にもできるんですけれども、手動で実施すると操作で間違えることもありますので、自動を含めた機種を購入する予定でございました。あと、衝突防止としまして、7メートル範囲内はぶつからないというような。あと、また設定で5メートル、4メートル、3メートルというような形で衝突防止の機能を考えております。

以上となります。

○議長（渡辺良雄君） 11番金須新一君。

○11番（金須新一君） 事業費はどのぐらいを想定しているのでしょうか。

○議長（渡辺良雄君） 警防課長中島 猛君。

○消防本部警防課長（中島 猛君） 事業費につきましては、ドローン購入費といたしまして、195万8,000円で、事業費として予算を立てております。

○議長（渡辺良雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第14、議案第10号令和7年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 令和7年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計 予算

○議長（渡辺良雄君） 日程第15、議案第11号令和7年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、議案第11号令和7年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計について御説明いたします。

議案書のほう、54ページ御覧願います。

第1条につきましては、予算の限度額の規模でございます。特別会計歳入歳出をそれぞれ1,429万4,000円と定めるものでございます。

議案書につきましては以上でございます。

次に、別冊の令和7年度各種会計予算に関する説明書、先ほどまで御覧になっていただいたものでございますが、そちらの44ページ、お開き願います。

先ほど御説明しました1,427万8,000円でございますが、前年度対比で4万1,000円の増となっているものでございます。

引き続き45ページ、御覧願います。

歳入につきましては、おおむね市町村負担金となっており、総額で1,427万8,000円となっております。市町村ごとの負担金については表記のとおりとなっておりますので、御覧になっていただきたいと思います。

46ページ、御覧願います。

歳出についてでございます。令和7年度においては、今年度同様1回当たり審査件数を35件を上限とさせていただきまして、105回の開催を想定しておるものでございます。

1節報酬につきましては、先ほど御説明しました105回の審査会及び年度初めに行う全体会及び審査委員の研修会の委員40名の報酬でございます。

2節給料から4節共済費までは、業務課職員4名が兼務で事務処理を行っているものでございますが、主に担当している職員の1名分の人件費をこちらのほうに計上しているものでございます。

8節旅費から13節使用料及び賃借料までが、審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上しているものでございます。

47ページ以降につきましては、審査委員報酬及び職員給与費の明細書でございますので、御参照願いたいと思います。

以上が令和7年度介護認定審査会特別会計予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第15、議案第11号令和7年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 令和7年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算

○議長（渡辺良雄君） 日程第16、議案第12号令和7年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を議題とします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、議案第12号令和7年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算について御説明いたします。

議案書56ページ御覧願います。

第1条につきましては、予算の規模であります。特別会計歳入歳出予算を115万3,000円と定めるものでございます。

議案書につきましては、以上となります。

次に、先ほどから御覧になっていただきました、別冊の令和7年度各種会計予算に関する説明書、こちら54ページお開き願いたいと思います。

歳入歳出の総括で、前年度と比較しまして1万1,000円の増となっているものでございます。

55ページ、御覧願います。

歳入につきましては、おおむね市町村の負担金ということになっております。市町村負担金につきましては、総額115万1,000円となっているものでございます。各市町村ごとの負担金につきましては、表記のとおりとなっておりますので、御覧になっていただきたいと思います。

歳出につきまして、55ページの下段のほうになりますが、こちらにつきまして、審査会の回数につきましては、例年どおり月1回計12回としております。

1節報酬につきましては、委員の8名の報酬でございます。人件費につきましては、介護認定審査会同様、業務課が兼務で行っているものでございますが、障害支援区分認定審査会としての人件

費の計上はございません。

8節旅費から11節役務費までは、審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上しているものでございます。

以上が令和7年度障害支援区分認定審査会特別会計でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第16、議案第12号令和7年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（渡辺良雄君） 日程第17、議案第13号令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書58ページを御覧ください。

議案第13号、令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計当初予算について御説明申し上げます。

第2条につきましては、業務の予定量でございます。こちらにつきましては、指定管理者からの病院経営計画が提出されておりますので、その予定量となっております。

（1）病床数については変わりございません。一般病棟110床、回復期病棟60床となっております。

（2）年間患者数でございます。入院が4万7,815人、外来は5万8,400人となっております。

（3）一日平均患者数でございますが、入院が131人、外来が200人を予定しております。

（4）主な建設改良事業としましては、医療機器整備事業を予定しております。詳細につきましては、後ほど第9条にて御説明いたします。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入合計が1億6,392万

2,000円に対しまして、支出合計が2億8,854万7,000円となっております。

次の59ページ、第4条は資本的収入及び支出の予算額を定めるものでございます。収入合計、支出合計ともに4億4,439万3,000円となっております。こちらにつきましては、病院移転新築事業、病院改修事業、医療機器整備事業に係ります起債の元金償還及び令和7年度に新たに購入する医療機器に係る企業債の収支となります。

第5条は令和7年度に新しく整備する医療機器整備事業に係る企業債の限度額を定めるものでございます。1億5,170万円となります。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を4,000万円に定めるものでございます。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費ということで、職員給与1人分の限度額を1,073万3,000円と定めるものでございます。

次のページでございます。

第8条につきましては、関係市町村からの病院会計への補助、市町村負担金を受ける金額を定めるもので、収益的収入につきましては1億3,612万1,000円。一方、資本的収入につきましては2億6,509万3,000円、合計で4億121万4,000円とするものでございます。なお、市町村ごとの負担額につきましては、こちらの表を御覧ください。

第9条につきましては、重要な資産の取得としまして、表にあります医療機器7点を資産として取得するものでございます。

議案書の説明は以上となります。

続きまして、別冊の予算に関する説明書57、58ページを御覧ください。

こちらにつきましては、収益的収入及び支出の実施計画書ですので、後ほど御確認いただきたいと思います。

同じく、59、60ページを御覧ください。

こちらは資本的収入及び支出となります。こちらも後ほど御確認いただければと思いますので、このそれぞれの表の詳細を改めて御説明させていただきますので、80ページを、飛びますが御覧ください。

令和7年度当初予算内訳書の収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございます。病院収益でございますが、こちらは1億6,392万2,000円となっております。

1項の医業収益ですが、救急医療費を確保するための補助金1,000万円でございます。

2 項医業外収益につきましては、1 億5,392万1,000円を予定しております。そのうちの1 目受取利息は、令和2 年度に指定管理者に対しまして長期貸付を行った際の一般会計や企業債の利息分を指定管理者より納付していただくものでございます。

2 目の他会計負担金につきましては、1 億2,612万1,000円を予定しております。

その他の項目につきましては御覧のとおりでございます。

81ページの下段を御覧ください。

支出の部でございます。病院事業費用につきましては、2 億8,854万7,000円となっております。

次のページでございます。

給与費については、病院事務に係る職員1 名分の給与費1,073万3,000円を算定しております。

3 目経費でございますが、総額で1 億2,041万6,000円となっております。病院担当職員の厚生福利費、消耗品費、また、協定により定められております20万円以上の修繕事業、さらに交付金として協定書で定められております運営交付金7,000万円、救急医療運営費補助金が1,000万円を指定管理者に交付するものでございます。

2 項の医業外費用でございますが、1,060万3,000円となっております。企業債利息と令和2 年度の利用料金制に移行する際に一般会計から借りた長期借入金の利息の費用を計上しております。そのほかにつきましては、御覧のとおりでございます。

84ページを御覧ください。

令和7 年度当初予算内訳書の資本的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございます。資本的収入額は4 億4,439万3,000円となっております。

2 項の企業債でございますが、こちらは今年度更新予定の医療機器7 点の原資となるものでございます。令和7 年度は電子カルテシステムの更新を予定しておりますので、例年よりも高額となっております。その他の項目につきましては、御覧のとおりでございます。

85ページを御覧ください。

支出の部でございます。資本的支出額は収入額と同額の4 億4,439万3,000円となっております。こちらにつきましては、企業債の償還金、建設改良費としての機械備品の更新などとなります。その他の項目につきましては、御覧のとおりでございます。

続きまして、戻りますが61ページを御覧ください。

令和7 年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。こちらにつきましては、業務活動によるキャッシュフロー、投資活動、財務活動などを経まして、令和8 年3 月31日末時点で3,182万1,000

円の現金があるというような予測でございます。

62ページから67ページまでは、職員の給与費明細書となりますので、後ほど御覧いただければと思います。

68ページを御覧ください。

こちらは、令和7年度に予定しております黒川病院のLED照明機器のリース料でございます。令和5年度から令和10年度までの5か年のリースとなりますので、それによる債務負担行為でございます。

69ページを御覧ください。

こちらは、地方債に関する調書ですので、企業債の内訳となります。

続いて、70ページから72ページでございます。

こちらは、令和6年度の予定貸借対照表でございます。

73ページから74ページが令和6年度の予定損益計算書となります。後ほど御覧いただければと思います。

75ページから77ページですが、こちらは令和8年3月31日現在の令和7年度の予定貸借対照表となります。

こちらの主な科目でございますが、75ページの試算の部、1、固定資産につきましては、ページの真ん中よりやや下に固定資産合計とありまして、30億1,792万8,000円を予定しております。

2、流動資産ですが、ページの下から2行目、流動資産合計とあります。5,972万8,000円と予定しておりまして、資産合計が30億7,765万6,000円となります。

76ページを御覧ください。

負債の部でございます。3、固定負債につきましては、固定負債合計が4億2,743万6,000円、4、流動負債の流動負債合計は2億5,196万1,000円となりまして、5、繰延収益の繰延収益合計が4億1,151万円となります。負債合計につきましては、10億9,090万7,000円と予定しております。

77ページです。

77ページですが、資本の部、6、資本金の資本金合計が68億5,651万5,000円を予定しております。

7、剰余金は欠損金という形で、剰余金合計が48億6,976万6,000円となっており、合計資本としまして19億8,674万9,000円を予定しているものでございます。

なお、75ページの資産合計と77ページの負債資本合計が同額の30億7,765万6,000円となっております。

ますので、御確認をお願いします。

続きまして78ページですが、78ページは令和7年度の予算をどのような方針で策定したかという注記でございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上が令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計当初予算の説明でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第17、議案第13号令和7年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 令和7年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算

○議長（渡辺良雄君） 日程第18、議案第14号令和7年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を議題とします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは続きまして、議案書61ページを御覧ください。

議案第14号令和7年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計について御説明いたします。

第2条につきましては、業務の予定量を定めるものでございます。

（1）利用者数につきましては、月80人、（2）利用回数につきましては月359回、年4,308回を予定するものでございます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入合計、支出合計ともに1,000円を予定するものでございます。訪問看護ステーション事業会計に関しましては、市町村負担金などはございません。したがって、収入はございませんので、預金利息としての1,000円のみを予定しております。

続く事業費用ですけれども、未収金の支払いについてということで、こちらも1,000円だけ計上

してございます。

別冊の予算に関する説明書につきましては、86ページからになりますが、こちらに関しましては後ほど御参照いただければと思います。

訪問看護ステーション事業会計当初予算の説明については以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） 暫時休憩をいたします。会議の再開は14時5分といたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（渡辺良雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番伊藤嘉樹君。

○4番（伊藤嘉樹君） 本会計予算ですが、ほとんど収支、見てのとおり動きがありません。

昨年の議会の決算審査でも同様の質疑をしましたところ、この会計に関しては今後病院と合わせていくよということも検討するという旨の答弁があったかと思うのですが、今後のスケジュールを確認させてください。

○議長（渡辺良雄君） 財政課長千葉恭啓君。

○財政課長（千葉恭啓君） 答弁させていただきたいと思います。

令和7年度中にこの病院の振興協会さんと協議をいたしまして、付帯事業という形で令和8年度に合体させたいというようなスケジュールで今動いてございます。

以上です。

○議長（渡辺良雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第18、議案第14号令和7年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 15 号 権利の放棄について

○議長（渡辺良雄君） 日程第19、議案第15号権利の放棄についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、議案第15号権利の放棄について御説明いたします。

議案書62ページ、御覧願います。

このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、権利の放棄をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

まず、権利の放棄の内容でございます。こちらにつきましては、平成17年公立黒川病院が指定管理者制度を導入した年度から令和元年度までの累積しました病院及び訪問看護ステーションにおけます個人負担分の医療費などの未納額における請求権でございます。

2番としては、権利を放棄する金額及び相手方でございます。病院事業につきましては1,406万794円、相手方は373名の方です。訪問看護ステーションにつきましては15万2,627円、22人となっておりますのでございます。

こちら、別冊の議案説明資料第15号関係という2枚ものでございますが、薄い2枚ものをお開き願いたいと思います。

こちらにつきましては、年度別で放棄する債権額をまとめたものでございますので、おのこの御確認願いたいと思います。

議案書に戻らせていただきます。

3番として、権利放棄の理由でございますが、指定管理者により未収金の徴収に努めておりましたが、債権の回収の見込みのないものも含まれておりますところから、時効期間の3年が満了した中のうち、回収見込みのないものについて権利を放棄するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第19、議案第15号権利の放棄についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま、理事会から議案第16号令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第4号）、議案第17号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）が提出されました。

議案の取扱いにつきまして、議会運営協議会を開きます。委員の方は、第1委員会室までお願いいたします。

暫時休憩といたします。再開は議会運営協議会終了後といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（渡辺良雄君） 再開します。

ここで、理事会から提出されました議案第16号、議案第17号を事務局で配付しますので、しばらくお待ちください。

議案の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）

お諮りします。ただいま配付されました議案について、議会運営協議会における協議結果を受け、これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺良雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号を追加日程第1、議案第17号を追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第16号 令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算
（第4号）

○議長（渡辺良雄君） 追加日程第1、議案第16号令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、追加提出されました議案書第16号を御覧ください。

議案第16号令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第4号）でございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するというものでございます。

こちらに関しては、追加提出されました令和6年度各種会計補正予算に関する説明書の1ページを御覧ください。

令和6年度補正予算実施計画、その下の令和6年度補正予算内訳書でございます。内訳書のほうを御覧ください。

支出でございます。病院事業費用、その中の3項1目特別損失でございます。こちらに1,406万1,000円を計上するものでございます。

これに合わせまして、病院事業費用、合計で3億5,782万2,000円とするものでございます。

こちらの1,406万1,000円については、時効に伴う債権放棄ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） 質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより追加日程第1、議案第16号令和6年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第17号 令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション 事業会計補正予算（第2号）

○議長（渡辺良雄君） 追加日程第2、議案第17号令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案第17号でございます。令和6年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）でございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

こちらも、追加提出されました補正予算に関する説明書、こちらの2ページを御覧ください。

補正予算実施計画、その下の補正予算内訳書でございます。内訳書のほうを御覧になってください。

支出の事業費、その中の２項１目特別損失でございます。補正予定額が15万3,000円ということ
でございます。

合わせまして、事業費用が26万4,000円となります。

こちらの15万3,000円につきましては、時効に伴う債権放棄というものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺良雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑
なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより追加日程第２、議案第17号令和６年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業
会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺良雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和７年第１回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後２時２５分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和7年2月17日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 渡 辺 良 雄

署名議員 今 野 信 一

署名議員 堀 籠 日 出 子